

導管（活管）工事における酸素欠乏事故の再発防止について（厳重注意）

平成18年9月28日  
関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部（以下、「当部」という。）は、平成18年9月1日に下記のガス事業者が簡易ガス事業として供給している許可地点群内で発生した下水道工事に伴う供給管（活管）移設工事によるガス主任技術者死亡事故に関し、平成18年9月12日にガス事業法第47条第1項に基づく立入検査を実施した結果、平成18年9月22日付けをもって立入検査における確認事項に対する改善報告書（以下、「改善報告書」という。）が提出され、ガス事業法第37条の7第3項において準用する同法第30条第1項に基づき、当該ガス事業者が当部に届け出ている保安規程に定めた次の事項が遵守されていないことを確認した。

- ①第4条で、保安管理者の職務として定めているガス工作物の工事に関する保安のための計画を作成すること。
- ②第6条で、ガス主任技術者の職務として定めているガス工作物の工事に関する保安の確保に努めること。
- ③第26条で、安全作業として定めている酸欠のおそれのある場所で作業する場合における酸欠防止の措置を講ずること。

また、「導管（活管）工事における保安確保の徹底について（平成17年5月13日付け平成17・05・09原院第2号）」をもって、簡易ガス事業者に対し導管（活管）に関する工事の実施に当たって同様の事故が発生することのないよう適切な工事管理・監督の徹底を要請していたにもかかわらず、同様の事故が発生したことは、当部として誠に遺憾である。

このため、当部は、下記ガス事業者に対し、保安の確保に万全を期すため、平成18年9月28日付けをもって関東東北産業保安監督部長名による厳重注意を行うとともに、今後1年間、再発防止対策に係る改善事項について四半期毎に報告を求めることとした。

記

1. ガス事業者の概要

- |            |                |
|------------|----------------|
| (1) ガス事業者名 | 佐久浅間農業協同組合     |
| (2) 代表者名   | 代表理事組合長 佐藤 大治郎 |
| (3) 所在地    | 長野県佐久市猿久保882番地 |

2. 改善事項

- (1) ガス工作物の工事に関する保安のための計画書（写）
- (2) 導管工事に関する保安教育の実施記録（写）
- (3) 導管工事における酸欠のおそれのある場所で作業する場合の事前打合せ記録及び当該工事の実施記録（写）

問い合わせ先

関東東北産業保安監督部 保安課  
電話048-600-0416（直通）

## 供給管工事に伴う酸素欠乏症による死亡事故の概要

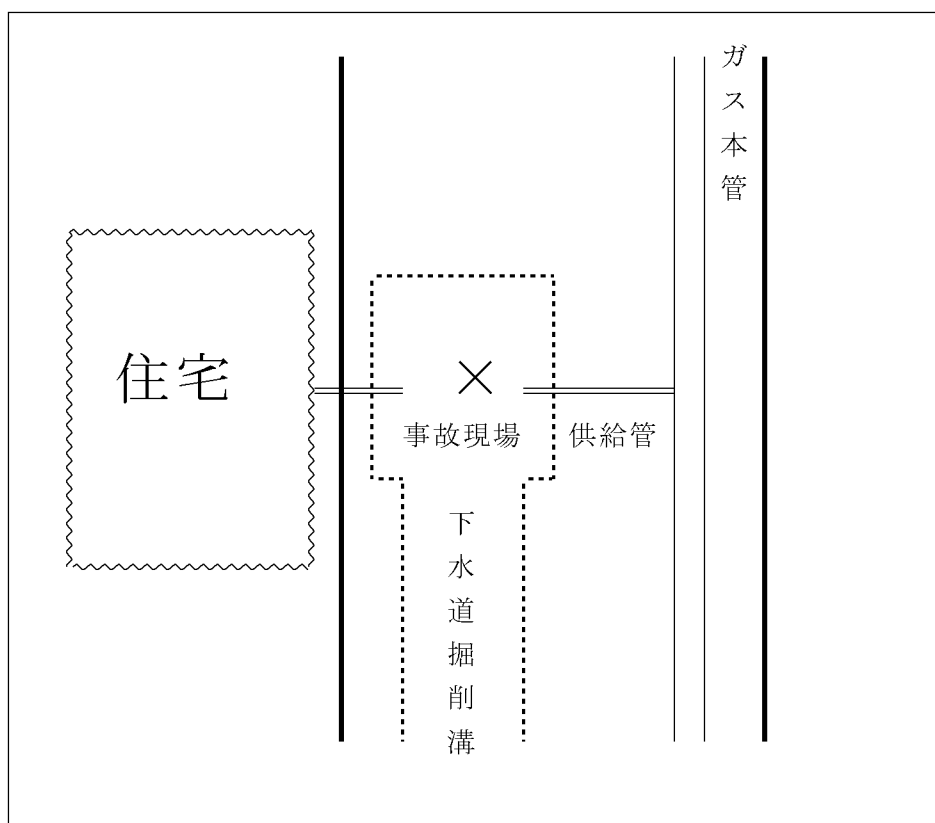
### 1. 事故の状況

平成18年9月1日(金)に長野県内の簡易ガス団地において、下水道工事に伴う供給管移設工事作業中に、下水道工事で掘り下げた掘削溝(幅1.5m、深さ1m)の中で当該作業をしていた作業員(簡易ガス事業者の従業員)が倒れているところを通行人に発見された。

直ちに救急車により病院に搬送されたが、当該病院において死亡が確認され、当該作業に起因する酸素欠乏症により死亡したと断定された。

なお、この事故により、当該簡易ガス団地95戸の供給支障が発生した。

災害発生現場のレイアウトイメージ図



### 2. 事故原因の推定

この事故は、ガスの供給を止めずに行う埋設供給管の移設工事において、作業員が一人(単独工事)で行っていたもので、供給管からのLPガスの漏えいを十分に防止する措置をせずに、工事を行ったため、掘削した溝に滞留したLPガスを吸い込み、酸素欠乏となったものと推定される。